

令和3年度 就学援助の申請について

大阪市では、子どもたちの学習が経済的な理由で妨げられることのないように就学援助制度が設けられています。就学援助制度は、年度ごとに保護者の皆様から申請をしていただきます。認定されますと、学校徴収金・入学準備金・給食費などの援助があります。就学援助の詳しい内容は、別紙「令和3年度（2021年度）就学援助制度のお知らせ」（以下、リーフレットとします）をお読みいただき、就学援助を希望される方は、下記のとおり申請手続きをお願いします。

記

1 申請時期 令和3年3月1日から（申請区分によって異なりますのでご注意ください）

申請区分	申請受付期限	申請理由	証明書類	審査結果の通知時期 (教育委員会から郵送)
早期2申請 (書類審査)	令和3年3月15日(月)	①～⑪ ⑫は不可	必要	5月末日予定
一般1申請 (税情報利用に同意)	令和3年5月14日(金)	①・⑫	不要 (※2)	8月末日予定
一般2申請 (書類審査)	令和3年6月30日(水)	①～⑫	必要 (※2)	8月末日予定

※1 どの申請区分で申請されても、年間支給額は同じです。

※2 申請理由⑫で申請される方は、借家等の場合は、賃貸契約書の写し等が必要です。

2 提出書類（リーフレットをよく読んで作成してください）

(1) 令和3年度（2021年度）就学援助申請書兼世帯状況票

- 一般1申請の税情報を利用される方は、必ず申請者（保護者）の自署が必要です。早期2・一般2申請では税情報の利用はできません。
- 用紙下段の「委任状及び同意書」欄にも、申請者（保護者名）の記入をお願いします。
- 用紙最下段欄は、就学援助費受給方法および振替口座を選び、をつけてください。
徴収金届出口座（三菱UFJ銀行）以外を利用される場合はその他の書類が必要ですので、学校までご連絡ください。

(2) 申請理由を証明する書類

リーフレット及び就学援助申請書兼世帯状況票の裏面を参照のうえ、該当するものをご用意ください。なお、保護者全員分の証明書類は、いずれか一つの申請理由・年度にあわせてください。原本提出が必要な書類については、きょうだい異なる小学校又は中学校に通学している場合、原本はひとつの学校に提出し、その他の学校にはコピーを提出してください。

3 入学準備補助金について

入学準備補助金は、就学援助を申請し、認定された小・中学校の新1年生が支給対象です。生活保護受給世帯の方および認定日が4月2日以降の場合は支給はありません。中学校新1年生は60,000円を定額支給します。

（裏面へ続きます）

4 申請理由⑫について

リーフレット4ページ「4 申請理由⑫で申請される方へ」に詳しく記載されています。

5 税情報の同意について

申請時期3月1日～5月14日の一般1申請区分でご利用いただけます。
市税事務所等で、令和3年3月15日（月）までに申告された内容が反映されます。
令和3年1月1日現在大阪市居住者に限ります。（詳細はリーフレット3ページ）

6 提出について

申請書や添付書類には、たいへん重要な情報が含まれています。
郵送または保護者の方が事務室までご持参ください。

大阪市立西中学校 事務室【〒550-0023 大阪市西区千代崎3-1-43】

7 お問い合わせ

就学援助についてご不明な点などはお気軽にお尋ねください。

大阪市立西中学校 事務室

電話06-6582-5040

学校運営支援センター事務管理（就学援助グループ）

電話06-6115-7653